

農地転用等の許可申請に必要な書類一覧及び作成上の留意点

順	書類の名称	書類の可否	作成上の留意点	確認する事項
基本的書類				
1	許可申請書	必須	申請書及び添付書類の一式を提出用として1部作成すること。	様式記載項目
	農地転用許可申請書(第6号様式)		第6号様式の注及び申請書記入例に従い作成すること。	
	農地等の転用のための権利移動許可申請書(第11号様式)		第11号様式の注及び申請書記入例に従い作成すること。	
2	申請者の住所、氏名、職業等(参考様式1)	許可申請書の申請者の記入欄が不足する場合に添付する。	参考様式1の注に従い作成すること。	
3	申請に係る土地の表示等(参考様式2)	許可申請書の土地の記入欄が不足する場合に添付する。	参考様式2の注に従い作成すること。	
4	土地の登記事項証明書(全部事項証明書)	必須	ア 分筆を要する場合は、申請前に分筆登記を済ませておくこと。 イ 相続を要する場合は、申請前に相続登記を済ませておくこと。 ウ 原本であり、発行後3箇月以内の証明書であること。	ア 土地の表示及び権利関係 イ 所有権の移転を伴う場合にあっては、1筆の一部の転用になっていないか。
5	位置図	必須	ア 縮尺10,000分の1～50,000分の1程度とすること。 イ 縮尺及び方位を記入すること。	申請地の位置
6	付近見取図	必須	ア 縮尺1,000分の1～2,500分の1程度とすること。 イ 縮尺及び方位を記入すること。 ウ 申請地の位置、周辺施設との距離及び周辺の農地等の状況が把握できること。	申請地付近の状況(申請地と周辺施設との距離、周辺の宅地化の状況等)
7	公図の写し	必須	ア 周辺の土地の地番、現況地目、所有者及び耕作者の氏名、過去の転用状況等を記入すること。 イ 申請地を緑色、一体利用地を黄色で表示すること。 ウ 事業実施区域を太い赤線で囲むこと。 エ 道路及び水路は、それぞれ赤色、青色で表示すること。 オ 水路については、水流の方向に矢印を付すこと。 カ 縮尺及び方位を記入すること。	ア 申請地の所在、形状等 イ 周辺の土地の利用状況及び権利関係等 ウ 道路及び水路の位置 エ 水流の方向 オ 謄写した年月日、場所及び氏名

順	書類の名称	書類の可否	作成上の留意点	確認する事項
8	地積測量図	1筆の土地の一部について権利移動する場合に添付する。	ア 一筆全体を表示すること。 イ 申請に係る土地の区域及び面積を明示すること。 ウ 求積表を明示すること。	申請地の位置及び範囲の特定
9	事業計画書 (第7号様式)	必須	ア 第7号様式の注及び別紙記入要領に従い作成すること。 イ 非農地を一体利用する場合それを含む事業全体の計画を記入すること。	事業の規模及び内容の妥当性等
	その1 自己用住宅又は農業関係施設用	自己用住宅（農家住宅を含む。）、農道、農業用水路、農業用倉庫等に係る転用の場合に使用する。	住宅又は農業関係施設（車庫その他の附帯施設を含む。）の種類、棟数及び建築面積を記入すること。	
	その2 建売住宅又は宅地分譲用	建売住宅又は宅地分譲に係る転用の場合に使用する。	ア 区画数、1区画当たりの最小面積及び最小面積、用途別面積を記入すること。 イ 建売住宅にあつては、区画ごとの建築面積を記入すること。	
	その3 資材置場用	資材、器材等の置場（貸資材置場を含む。）、土砂の仮置場等に係る転用の場合に使用する。	ア 資材等の種類ごとの数量を記入すること。 イ 現在の事業所及び資材置場の位置を、別途位置図等に表示すること。	
	その4 その他事業用	共同住宅、店舗、事業所、工場その他の施設、駐車場、展示場その他の広場又は植林に係る転用の場合に使用する。	施設（車庫その他の附帯施設を含む。）の種類、棟数及び建築面積を記入すること。	
10	土地利用計画図	平面図等を添付する。	ア 縮尺250分の1程度とすること。 イ 縮尺及び方位を記入すること。 ウ 事業実施区域を太い赤線で囲むこと。 エ 非農地を一体利用する場合は、事業実施区域全体の図面とし、申請地部分を明示すること。	事業の規模及び内容の妥当性、周辺の土地との関係等
11	造成計画図	事業の全体面積が3,000㎡以上である場合に、平面図、縦横断面図等を添付する。	ア 縮尺250分の1程度とすること。 イ 縮尺及び方位を記入すること。 ウ 事業実施区域を太い赤線で囲むこと。 エ 切土部分を淡黄色、盛土部分を淡緑色で表示すること。 オ 区域の境界付近の外周部分を包括して表示すること。 カ 非農地を一体利用する場合は、事業実施区域全体の図面とし、申請地部分を明示すること。	事業の規模及び内容の妥当性、周辺の土地との関係等

順	書類の名称	書類の要否	作成上の留意点	確認する事項
12	施設計画図	平面図、縦横断面図等を添付する。	ア 縮尺 100 分の 1 程度とすること。 イ 建築面積を明示すること。	事業の規模及び内容の妥当性等
13	資金計画書(第8号様式)	必須	第8号様式の注に従い作成すること。	事業の規模及び内容に照らし、相当であるか。
14	自己資金に係る残高証明書	必須	地方公共団体にあつては、議長による予算の議決証明とすること。	
15	借入金に係る融資証明書(参考様式4)及び金融機関以外の融資者に係る残高証明書その他資金捻出を証する書類	必須	ア 住宅金融支援機構その他の公的機関については、融資申込書の写しを添付すること。 イ 公共移転に伴う補償金の場合は、保証契約書の写しを添付すること。	資金調達が確実と見込まれるか。
16	被害防除計画書(第9号様式)	必須	ア 第9号様式の注に従い作成すること。 イ 該当する番号を○で囲むこと。 ウ 複数該当する場合は、いずれにも○を付すこと。	農地転用に伴う周辺の農地への土砂流出・崩壊、農業用排水路への支障、日照・通風への支障その他につき適切な被害防除措置が講じられているか。
17	排水計画図		ア 縮尺 250 分の 1 程度とすること。 イ 公的な排水路まで表示すること。 ウ 流水の方向を矢印で示すこと。 エ 土地利用計画図と一体でもよい。	
18	水理計算書	転用面積が 3,000 m ² 以上であつて、雨水が直接農業用排水路に放流される場合に添付する。ただし、都市計画法に基づく開発許可等において審査が行われる場合及び植林の場合を除く。		排水施設の構造及び能力
申請者の権利等に関する確認書類				
19	法人の登記事項証明書	法人の登記事項証明書か定款の写しのどちらかで良い。	ア 発行後 3 箇月以内の証明書であること。 イ 原本であること。 ウ 地縁団体にあつては、別途地縁団体台帳の写しを添付すること。	ア 法人の名称、所在地及び代表者の氏名 イ 転用事業の目的が法人の事業目的から逸脱していないか。
20	法人の定款又は寄附行為の写し			ア 法人内部の意思決定手続 イ 業務執行役員の範囲 ウ 代表者の権限に対する制限の有無
21	役員会の議事録の写し	申請に係る事業が定款等に定められた目的又は業務以外のものである場合に、事業実施等の意思決定に係る議事録の写しを添付する。		転用事業の目的が法人等の定款等で定められた目的又は業務の範囲外である場合に、当該法人等において所定の意思決定がなされているか。
22	団体の議決機関の議事録の写し	申請者が権利能力なき社団(自治会等)である場合に、事業実施等の意思決定に係る議事録の写しを添付する。		

順	書類の名称	書類の要否	作成上の留意点	確認する事項
23	委任状	代理申請の場合に添付する。	委任事項（土地の所在、面積、事業目的その他の申請内容）を明示すること。	ア 受任者に代理権があるか。 イ 申請者（事業実施者）が申請書の記載事項を了解しているか。 ウ 委任事項が特定されているか。
24	成年後見登記事項証明書	成年後見人が代理申請する場合に添付する。		代理権があるか。
25	共有者等の同意書	共有者又は相続関係人のうちの1名が代表して申請する場合に添付する。ただし、権利の設定又は移転を伴う場合は、同意書によらず、共有者全員の連署による申請とする。	同意事項（土地の所在、面積、事業目的その他の申請内容）を明示すること。	申請者以外の共有者全員の同意があるか。
26	所有者、耕作者等の同意書	申請地について申請者の他に所有権、賃借権その他の使用収益権を有する者がいる場合に添付する。	同意事項（土地の所在、面積、事業目的その他の申請内容）を明示すること。	ア 賃借人が申請する場合は、所有者の同意があるか。 イ 所有者が申請する場合は、賃借人の同意があるか。
27	住民票	申請者の住所が登記簿上の住所と異なる場合に添付する。	発行後3箇月以内の証明書であること。	申請者と登記簿上の所有者が同一人であるか。
28	相続関係説明図	登記簿上の所有者の相続関係人が申請する場合に添付する。	相続関係人の住所、氏名、被相続人との続柄、出生年月日及び死亡年月日を明示すること。	相続関係の把握
29	戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票	ア 相続登記が未了であって、登記簿上の所有者の相続関係人が申請する場合に添付する。 イ 親権者が代理申請する場合に添付する。	発行後3箇月以内の証明書であること。	ア 申請者が登記名義人の所有権を相続しているか。 イ 他に相続人がいないか。 ウ 親権者が代理申請する場合に、親権者であるか。
30	相続放棄証明書、相続放棄申述受理謄本又は遺産分割協議書の写し	登記簿上の所有者の相続関係人のうちの1人が申請する場合に、その者に所有権があることを証するために添付する。		申請者に所有権があるか。
事業計画等に関する確認書類				
31	売買、売買予約等の契約書の写し、土地使用承諾書の写し等	非農地の権利を取得して申請地と一体利用する場合に添付する。		転用部分と一体利用する非農地について、確実に利用できる見込みがあるか。

順	書類の名称	書類の要否	作成上の留意点	確認する事項
32	無断転用始末書	無断転用について追認許可申請する場合に添付する。	ア 次の事項を記入すること。 ① 無断転用の年月日 ② 無断転用の内容及び土地の所在 ③ 無断転用するに至った理由 ④ 今後農地法を遵守する旨の誓約 イ 自署又は記名押印すること。	
33	工程表	工事期間が2年を超える場合に添付する。		ア 工事期間が妥当か。 イ 期間内に完了する見込みがあるか。
34	理由書	農地の権利取得後2耕作を行わないうちに申請する場合に添付する。	農地の権利を取得した後、2耕作を経ないで転用する理由を記述すること。	
35	原状回復誓約書 (第10号様式)	一時的な転用の場合に添付する。	ア 第10号様式の注に従い作成すること。 イ 原則として3年以内に原状回復するものであること。	原状回復の時期、方法及び費用負担者
36	貸駐車場借受申込書	貸駐車場として転用する場合に添付する。	駐車場区画数の概ね8割以上の借受申込みがあること。	駐車場として利用されることが確実であるか。
37	雇用計画書又は雇用協定書の写し	省令第33条第2号の農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設の場合に添付する。		雇用者の総数に占める農業従事者の雇用数が3割を超える見込みがあるか。
関係機関等の意見書その他				
38	水利関係者の意見書 (参考様式5)	単独浄化槽からの排水又は生活雑排水が未処理で直接農業用排水路に放流される場合に添付する。		水利関係者との調整の状況
39	土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の地区内である場合に添付する。ただし、意見を求めた日から30日を経過しても回答を得られない場合は、その事由を記載した書面を添付する。		土地改良区との調整の状況
40	一時利用地指定通知書の写し	土地改良法に基づく換地処分前に申請する場合に添付する。		申請地を利用する権原を有しているか。
41	異種目換地事前指定地としての指定通知書の写し	土地改良法第53条の2の規定による異種目換地の指定を受けている場合に添付する。		申請地を利用する権原を有しているか。
42	換地計画についての確約書 (参考様式6)	土地改良法第53条の2の規定による異種目換地の指定を受けている場合に添付する。		一時利用地である申請地が従前地の換地として定められることが確実であるか。
43	用途適合証明書 (参考様式7)	土地改良事業計画で定められた用途に従って転用する場合に添付する。		転用の目的が土地改良事業計画において定められた用途に適合しているか。
44	創設換地計画適合証明書 (参考様式8)	創設換地予定地について土地改良事業計画で定められた用途に従って転用する場合に添付する。		転用の目的が土地改良事業計画において定められた用途に適合しているか。
45	仮換地指定通知書の写し	土地区画整理法に基づく換地処分前に転用する場合に添付する。		申請地を利用する権原を有しているか。

順	書類の名称	書類の要否	作成上の留意点	確認する事項
46	農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない旨の市町長の意見書	農用地区域内農地の一時転用の場合に添付する。		農業振興地域整備計画との調整が図られているか。
47	許可申請書等の写し	都市計画法に基づく開発行為の許可等、転用事業の実施につき行政庁の許可を要する場合に添付する	関係行政機関の受付印を押したものであること。	他法令等に基づく許可を受けられる見込みがあるか。
48	保健所の回答書の写し	豚舎、鶏舎、自動車修理工場、ガソリンスタンド等を設置する場合に農業委員会が保健所に文書照会した回答書の写しを添付する。	次の施設の設置に係る申請の場合に、農業委員会から保健所に文書で照会し、その回答の写しを添付すること。 ① 豚舎、鶏舎 ② 自動車修理工場、ガソリンスタンド その他廃油、廃液等を生じる施設 ③ その他特に必要と認めるもの	保健所が公衆衛生上問題ないと判断しているか。